

# 意見書

平成24年8月16日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめきんぼんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいはうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「電気通信事業分野における競争状況の評価2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。  
（文中では敬称を省略しております。）

領域	頁	意見
-		<p>【総論】</p> <p>本評価結果案においては、各市場の競争状況の分析・評価結果として「市場支配力を行使し得る地位にある」とした場合であっても、既存のルールによる措置が講じられていることから「市場支配力を行使する可能性が低い」という評価がなされています。しかしながら、市場支配力の存在はそれだけで公正な競争環境を阻害する十分な要因となるため、市場が公正な競争状況にあるか否かについて、実態を踏まえた的確に把握し、グループドミナンスの観点も踏まえ、市場支配力の存在に着目した評価を行うことが必要です。本年 7 月から開始された NTT ファイナンスによる料金請求・回収業務の事例を鑑みれば、NTT グループが連携・協調して市場支配力の行使を拡大する可能性は、今後も十分想定されます。</p> <p>また、「市場支配力を行使する可能性が低い」とする論拠として、既存のルールによる措置が講じられていることに加え、市場が縮小していることや、新たなサービス競争が開始されたこと等が挙げられています。市場規模の変動やサービスの多様化が、ただちに市場支配力の低下につながるとは限りません。現時点において各々の市場におけるドミナント事業者のシェアは維持されており、FMC サービス等の新規サービスが開始されたことをもって市場支配力を行使する可能性が低いと評価することは早計です。</p> <p>一方、近年の電気通信市場においては、通信事業者のみならず端末ベンダーやプラットフォーム事業者等が多種多様なサービスを提供しており、従来の通信事業者によるネットワークレイヤー主体の垂直統合モデルは相対的に縮小傾向にあります。そのため、ネットワークレイヤーのみならず、国内外の上位及び下位レイヤーが単独または連携してネットワークレイヤー等の競争に与える影響についても留意して、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう、分析していただきたいと考えます。</p>
<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011」（概要）</p> <p>3. 競争評価 2011 の定点的評価のポイント</p> <p>ト</p> <p>(1) 移動系通信市場（音声通信、データ</p>	5	<p>【総務省案】</p> <p>② 今後の留意事項として、</p> <p>ア 上位下位レイヤー等の動向については、通信事業者のビジネスモデルの変化も踏まえ、国内外の事業者の動向について引き続き注視していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>注視する項目として「上位下位レイヤー等の動向」について挙げていることに賛同します。国内外の事業者を問わず、非電気通信事業者である上位レイヤーや下位レイヤーの支配的プレイヤーが、単独または連携して通信レイヤーの競争に与える影響についても留意し、日</p>

領域	頁	意見
通信)		<p>本においては世界に類を見ない MVNO への接続義務が MNO に課されていることも踏まえ、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう分析していただきたいと考えます。</p>
<p>3. 競争評価 2011 の定点的評価のポイント (2) 固定系ブロード バンド市場</p>	6	<p>【総務省案】</p> <p>① 市場支配力に関しては、</p> <p>ア 事業者別シェアの状況、市場集中度、同市場の中心的サービスが FTTH であり、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話市場からのレバレッジの懸念があること等を踏まえれば、東日本地域では NTT 東日本が、西日本地域では NTT 西日本が各々単独で市場支配力を使用し得る地位にあると考えられる。</p> <p>イ しかしながら、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、FTTH の契約数の増加率が鈍化傾向にあり、NTT 東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、NTT 東・西が実際に市場支配力を使用する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案においては、NTT 東・西以外の事業者による FMC サービス等の新たなサービスの開始を理由に「NTT 東・西が実際に市場支配力を使用する可能性は低い」とされていますが、現に NTT 東・西のシェアが 54.0%と前年より引き続き 1.5 ポイント上昇している状況を踏まえると、新たなサービスの開始がだちに市場支配力を使用する可能性の低下につながるとは言えません。むしろ、移動体データ通信市場のトラフィックの増大化に伴いオプロードの観点から固定網の重要性が高まっており、ドミナントな固定事業者の影響力が増してきていることに留意すべきです。競争評価 2010 においては「NTT 東・西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制等の措置が講じられていますが、NTT 東・西が単独で市場支配力を使用する可能性は否定できず、固定電話市場からのレバレッジの懸念等がある。」とされていますが、今回も第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられているにもかかわらず、NTT 東・西のシェアが増加していることは明らかであり、NTT 東・西は同市場において実際に市場支配力を使用している評価すべきと考えます。</p>
<p>3. 競争評価 2011 の定点的評価のポイント (3) FTTH 通信市 場</p>	6	<p>【総務省案】</p> <p>① 市場支配力に関しては、</p> <p>ア 東日本地域では、NTT 東日本（シェア 80.5%）が依然として単独で市場支配力を使用し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率が鈍化しつつあり、都道府県別の分析結果（NTT 東日本による光ファイバの貸出状況、料金水準）の他、NTT 東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、</p>

領域	頁	意見
<p>3. 競争評価 2011 の定点的評価のポイント (5) 固定電話市場</p>	7	<p>新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。 イ 西日本地域では、NTT 西日本（シェア67.4%）が単独で市場支配力を行使し得る地位はNTT 東日本と比較して低下していると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、東日本地域と同様、都道府県別の分析結果（設備競争の状況、料金水準）やサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】 本評価結果案において「NTT 東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」とされていますが、FTTH 市場において、NTT 東・西はポトルネットワーク性の高い設備を持っており、新たなサービス競争が開始されたり、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられたいしているにもかかわらず、NTT 東・西のシェアはそれぞれ NTT 東日本 80.5%、NTT 西日本 67.4%と依然として高止まりし、市場支配力はむしろ維持されています。</p> <p>FTTH 市場に対して固定電話市場からのレバレッジの懸念も引き続きあり、「NTT 東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」と評価すべきではありません。</p> <p>【総務省案】 ① 市場支配力に関しては、 NTT 東・西が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、市場全体としては縮小傾向にあることや、利用者アンケート結果における固定電話等の利用状況（固定電話を利用していない者は回答者の10%程度。利用していない理由としては「通話は携帯電話で行うから」が約9割。）等も踏まえれば、NTT 東・西が同市場において実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】 固定電話（NTT 東・西加入電話、直収電話、CATV 電話及び 0ABJ-IP 電話）市場における総契約数は前年比 1.0%と減少傾向にあり、今回の評価結果案においては「市場全体としては縮小傾向」とされていますが、0ABJ 電話については依然として利用者の根強いニーズに支えられており、5,691 万契約と大きな市場のうち NTT 東・西のシェアは 79.2%と高止まっています。NTT 東・西はポトルネットワーク設備を保有しつつ、顧客基盤を維持しており、依然として大きな市場支配力を持つ状況は変わらず、NTT 東・西が同市場において実際に市場支配力を行使していると評価すべきと考えます。</p>

領域	頁	意見
<p>3. 競争評価 2011 の定点的評価のポイント (7) 法人向けネット ワーク：WAN サービス 市場</p>	<p>8</p>	<p>【総務省案】</p> <p>① 市場支配力に関しては、事業者別シェア等を踏まえれば、NTT 系事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、NTT 系事業者のシェアの合計が 61.9%を占めている IP-VPN サービスの契約数について見ると、同サービスの WAN 市場全体の中でのシェア自体が減少傾向にあること</p> <p>イ 契約数が増加傾向にある広域イーサネットサービスについては、NTT 東・西のシェアがここ数年減少傾向にある一方、NTT 東・西とシェアが拮抗している KDDI のシェアは増加傾向にあること</p> <p>ウ 近年、従来の回線中心のサービス提供のみならず、各事業者がクラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスを新たに展開し始めていること等を考慮すれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>② 今後の留意事項としては、WAN サービスの提供形態も、近年、クラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスが提供され始めていることから、今後の分析・評価に当たっての勘案要素として、その動向を把握していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の分析・評価にあたっての勘案要素として、WANサービスの提供形態がクラウドサービスや各種アプリケーションとの一体的なサービスが提供され始めていることを挙げていることに賛同します。</p> <p>WANサービス市場においてはNTT東・西とNTTコミュニケーションズ等、NTTグループ全体で7割近くのシェアを占めており、さらに、クラウドサービス市場においても、例えば日経コンピュータが共催するクラウドランキングにおいて、NTTデータがベストブランド賞を4期連続で受賞するなどNTT系事業者が大きな地位を占めています。</p> <p>従って、評価については、NTT系事業者が同市場において「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」ではなく、実際に市場支配力を行使していると評価すべきと考えます。</p>
<p>第1編 定点的評価 第1章 移動系通信 (音声通信、データ通信)</p>	<p>65</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(今後の留意事項)</p> <p>① 上位下位レイヤー等の動向については、通信事業者のビジネスモデルの変化も踏まえ、国内外の事業者の動向について引き続き注視していく必要がある。</p>

領域	頁	意見
第1編 定点的評価 第2章 データ通信 (固定系) 第2節 固定系ブロードバンド市場の分析及び競争状況の評価	21	<p>【意見】</p> <p>注視する項目として「上位下位レイヤー等の動向」について挙げてすることに賛同します。国内外の事業者を問わず、非電気通信事業者である上位レイヤーや下位レイヤーの支配的プレイヤーが、単独または連携して通信レイヤーの競争に与える影響についても留意し、日本においては世界に類を見ない MVNO への接続義務が MNO に課されていることも踏まえ、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう分析していただきたいと考えます。</p> <p>【総務省案】 (評価)</p> <p>4. 上記のような状況を勘案し、固定系ブロードバンド市場における市場支配力に関しては、事業者別シェアの状況、市場集中度、同市場の中心的なサービスが FTTH であり、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話市場からのレバレッジの懸念があること等を踏まえれば、東日本地域では NTT 東日本が、西日本地域では NTT 西日本が各々単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。</p> <p>しかしながら、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にあり、NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系サービスの連携など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、NTT東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案においては、NTT東・西以外の事業者による FMC サービス等の新たなサービスの開始を理由に「NTT東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」とされていますが、現に NTT東・西のシェアが 54.0%と前年より引き続き 1.5 ポイント上昇している状況を踏まえると、新たなサービスの開始がただちに市場支配力を行使する可能性の低下につながるとは言えません。むしろ、移動体データ通信市場のトラフィックの増大に伴いブロードバンドの観点から固定網の重要性が高まっており、ドミナントな固定事業者の影響力が増してきていることに留意すべきです。競争評価 2010 において「NTT東・西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制等の措置が講じられていますが、NTT東・西が単独で市場支配力を行使する可能性は否定できず、固定電話市場からのレバレッジの懸念等がある。」とされていますが、今回も第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられているにもかかわらず、NTT東・西のシェアが増加していることは明らかであり、NTT東・西が同市場において実際に市場支配力を行使していると評価すべきと考えます。</p>

領域	頁	意見
第1編 定点的評価 第2章 データ通信 (固定系) 第3節 FTTH 市場の 分析及び競争状況の 評価	61	<p>【総務省案】 (評価)</p> <p>8. 上記のような状況を勘案し、FTTH市場における市場支配力に関しては、</p> <p>① 東日本地域では、NTT東日本（シェア80.5%）が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率が鈍化しつつあり、都道府県別の分析結果（NTT東日本による光ファイバの貸出状況、料金水準）の他、NTT東・西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>② 西日本地域では、NTT西日本（シェア67.4%）が単独で市場支配力を行使し得る地位はNTT東日本と比較して低下していると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、東日本地域と同様、都道府県別の分析結果（設備競争の状況、料金水準）やサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案において「NTT東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」とされていますが、FTTH市場において、NTT東・西はボトルネック性の高い設備を持っており、新たなサービス競争が開始されたり、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられたいりしているにもかかわらず、NTT東・西のシェアそれぞれNTT東日本80.5%、NTT西日本67.4%と依然として高止まりし、市場支配力はむしろ維持されています。</p> <p>FTTH市場に対して固定電話市場からのレバレッジの懸念も引き続きあり、「NTT東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」と評価すべきではありません。</p>
第1編 定点的評価 第3章 音声通信 (固定系)	28	<p>【総務省案】 (評価)</p> <p>4. 上記のような状況を勘案し、固定電話市場における市場支配力に関しては、NTT東・西が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、市場全体としては縮小傾向にあることや、利用者アンケート結果における固定電話等の利用状況（固定電話を利用していない者は回答者の10%程度。利用していない理由としては「通話は携帯電話で行うから」が約9割。）等も踏まえれば、NTT東・西が同市場において実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p>

領域	頁	意見
第1編 定点的評価 第4章 法人向けネットワークサービス	14	<p>【意見】</p> <p>固定電話（NTT 東・西加入 電話、直収電話、CATV 電話及び 0ABJ-IP 電話）市場における総契約数は前年比 1.0%と減少傾向にあり、今回の評価結果案においては「市場全体としては縮小傾向」とされていますが、0ABJ 電話については依然として利用者の根強いニーズに支えられており、5,691 万契約と大きな市場のうち NTT 東・西のシェアは 79.2%と高止まっています。NTT 東・西はポトルネットワーク設備を保有しつつ、顧客基盤を維持しており、依然として大きな市場支配力を持つ状況は変わらず、NTT 東・西が同市場において実際に市場支配力を使用していると評価すべきと考えます。</p> <p>【総務省案】（WAN サービス市場） （評価）</p> <p>3. 上記のような状況を勘案し、WAN サービス市場における市場支配力に関しては、事業者別シェア等を踏まえれば、NTT 系事業者が協調して市場支配力を使用し得る地位にあると考えられるが、</p> <p>① NTT 系事業者のシェアの合計が 61.9%を占めている IP-VPN サービスの契約数について見ると、同サービスの WAN 市場全体の中でのシェア自体が減少傾向にあること</p> <p>② 契約数が増加傾向にある広域イーサネットサービスについては、NTT 東・西のシェアがここ数年減少傾向にある一方、NTT 東・西とシェアが拮抗している KDDI のシェアは増加傾向にあること</p> <p>③ 近年、従来の回線中心のサービス提供のみならず、各事業者がクラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスを新たに展開し始めていること等を考慮すれば、実際に市場支配力を使用する可能性は低い。</p> <p>（今後の留意事項）</p> <p>4. WAN サービスの提供形態も、近年、クラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスが提供され始めていることから、今後の分析・評価に当たっての勘案要素として、その動向を把握していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の分析・評価にあたっての勘案要素として、WANサービスの提供形態がクラウドサービスや各種アプリケーションとの一体的なサービスが提供され始めていることを挙げていることに賛同します。</p> <p>WAN サービス市場においては NTT 東・西と NTT コミュニケーションズ等、NTT グループ全体で 7 割近くのシェアを占めており、さらに、ク</p>



領域	頁	意見
		<p>クラウドサービス市場においても、例えば日経コンピュータとITProが共催するクラウドランキングにおいて、NTTデータがベストブランド賞を4期連続で受賞するなどNTT系事業者が大きな地位を占めています。</p> <p>従って、評価については、NTT系事業者が同市場において「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」ではなく、実際に市場支配力を行使していると考えます。</p>

以上